

令和8(2026)年度

固定資産税（償却資産）申告説明書

前年度に申告された方…増減申告
今回から初めて申告される方…全資産申告



(門真市イメージキャラクター)
ガラスケ

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象になります。償却資産を所有されている方は毎年1月1日現在、所有している償却資産について申告していただく必要があります。

申告書の提出期限 令和8(2026)年2月2日(月)

お知らせ

先端設備等導入計画に基づき取得した機械設備等に係る特例措置については、申告説明書15ページをご覧ください。

【申告書の提出及び問合せ先】

〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号
門真市役所 課税課 資産税グループ
☎ 06(6902)5918(直通)

大 阪 府 門 真 市

平素より、本市税務行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

償却資産（事業用資産）を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在、所有している償却資産について申告していただく必要がありますので、この説明書を参考に申告書を作成し申告してください。（地方税法第383条〈固定資産の申告〉）

ご不明な点がありましたら、総務部課税課資産税グループまでお問い合わせください。

【 目 次 】

1. 申告書・種類別明細書記載例	1、2、3
2. 儻却資産について	
(1) 儻却資産とは	4
(2) 税率と免税点	4
(3) 儻却資産の種類と具体例	4
(4) 業種別の主な償却資産	5
(5) 建築設備における家屋と償却資産の区分	5、6
3. 儻却資産の申告について	
(1) 申告が必要な方	7
(2) 申告が必要な資産	7
(3) 申告の必要がない資産	7
(4) 中小企業者の少額資産の特例	8
4. 申告書について	
(1) 提出書類	9
(2) 申告書の書き方	9
(3) 申告書の提出期限	9
(4) 申告時のお願い	9
5. 評価額の算出方法	
(1) 算出方法	10
(2) 減価残存率表	11
6. 儻却資産実地調査について	11
7. 電子申告について	12
8. 個人番号及び法人番号について	13、14
9. 課税標準の特例について	15
10. よくあるご質問について	16

【記載例】

(注) 網掛け印刷の箇所は記入不要です。

令和 8 年 1 月 13 日
門真市長殿

受付印

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

第二十六号

式

様

出

用

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

【記載例】

(注)網掛け印刷の箇所は記入不要です。

令和 8 年度
→
登録不要

※ 所有者コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 号	取得価額 千 円	耐用年 度	減少の事由及び区分 1 売却 2 滅失 1 全部 2 一部 3 移動 4 その他	摘要
01 2 0 0 0 0 1 3	自動浴接機	11.4 0 8 0 7	十億・百万	5 6 0 0 0 1 1 1	1 ① 2	① ② 3 4	移動させた資産のみの個数と取 得価額を記入し、移動内容を記 入してください。
02 2 0 0 0 1 5	ラジアルボール盤	11.4 2 2 0 6	2 0 0 0 0 1 1 1	1 ① 2 ③ 4	1 ② ③ ④	ラジアルボール盤2台のうち1台を○○市に移動	
03 6 0 0 0 2 6	椅子	15.4 2 0 0 5	1 0 0 0 0 1 5 1	1 ① 2 ③ 4	1 ② ③ ④	椅子10脚のうち5脚を滅失	
04							滅失させた資産のみの個数と取 得価額を記入してください。
05							
06							
07							
08							
09							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
	小計	7		2 6 6 7 0 0	0		資産登録号(株番コード)を正確 に記入してください。

種類別明細書(減少資産用)

減少した資産の取得価額を記入してください。な
お、資産の一部が減少した場合は、該当資産の減
少した部分に対応する取得価額を記入してください。

第二十六号 様式別表二(提出用)

紛失防止のため
必ず記入してください。

該当資産が減少した事由と区分について該
当するものの番号に○をしてください。

1 ① ② ③ ④

1 ① ② ③ ④

2. 債却資産について

(1) 債却資産とは

債却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（ソフトウェアなど無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。（地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉）

(2) 税率と免税点

固定資産税（債却資産）の税率は、1.4%です。

税額は、課税標準額（※）×税率によって求められます。（100円未満切り捨て）

固定資産税（債却資産）の免税点は、150万円です。

課税標準額が150万円未満の場合は、固定資産税は課税されません。

（※）課税標準額は、決定価格の千円未満を切り捨てたものです。（10ページの「5. 評価額の算出方法」参照）

(3) 債却資産の種類と具体例

資産の種類		主な債却資産の例示
1 構築物	構築物	受変電設備、予備電源設備、舗装道路、庭園、門・塀・緑化設備など外構工事、看板（広告塔など）、ゴルフ練習場設備、太陽光パネルなど
	建物附属設備	建築設備、内装・内部造作など (5、6ページの「(5) 建築設備における家屋と債却資産の区分」参照)
2	機械及び装置	各種製造設備などの機械及び装置、クレーンなど建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）など
3	船舶	ボート、ヨット、カヌーなど（市内で主に保管しているもの）
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど（市内で主に保管しているもの）
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09及び000～099」「9、90～99及び900～999」の車両）、構内運搬車など
6	工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、電化製品など

(4) 業種別の主な償却資産

下表は、業種別に申告対象となる償却資産を例示したものです。

業種	申告対象となる主な償却資産の例示
共通	パソコン、プリンター、コピー機、FAX、ルームエアコン、レジスター、応接セット、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサインなど）、キャビネット、自動販売機、舗装路面、門・扉・緑化設備・カーポートなどの外構工事、内装・内部造作、太陽光パネルなど
製造業	動力配線設備、受変電設備、製品製造設備、コンプレッサー、ポール盤、フライス盤、旋盤、梱包機、検査器具など
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象外のもの）、大型特殊自動車、発電機など
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場設備、ゴルフ練習場設備など
喫茶・飲食業	テーブル、イス、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カウンターなど
小売業	陳列棚、陳列ケース、店舗用簡易間仕切り、冷蔵庫など
理容・美容業	理・美容イス、消毒殺菌器、タオル蒸し器、サインポールなど
医療・薬局業	医療機器、ベッド、薬品戸棚、給食用厨房設備、冷蔵庫など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラーなど
不動産貸付業	受変電設備、駐車場など舗装及び機械設備など
駐車場業	舗装路面、機械式駐車設備、駐車料金計算装置など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、リフト、検査工具、消火器など

(5) 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備のことをいいます。

固定資産税における取り扱いでは、家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋の所有者と異なる方（賃借人）が貸しビル・貸店舗に施工した内装・造作及び建築設備については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人の方が償却資産としてご申告ください。

右頁の区分表を参考にご申告いただきますが、あくまでも例示であり、この限りではありません。特に（※）につきましては、家屋評価後に内装・造作等を施工された場合、判断が難しいためお問合せください。

＜家屋と償却資産の区分表（例示）＞

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○(※)			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電気設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式 屋内設備一式		○		○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	インターфон設備	集合玄関機、親機・子機	○			○
	監視カメラ(ITV) 設備	受像機(テレビ)、カメラ		○		○
		配管・配線等	○			○
給排水衛生設備	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	盜難非常通報装置	設備一式	○			○
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、湯沸器用)		○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、 中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			○
空調設備	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○
	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			○
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、 駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		○		○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨 店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過裝 置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖 看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メー ルボックス、カーテン・ブラインド、太陽光パネル等		○		○
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・舗装・緑化施設等)		○		○

3. 債却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

令和8(2026)年1月1日現在、債務資産を所有されている方です。
ただし、次に掲げるア～ケの方も含みます。

- ア 債却資産を他に貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、債務資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として債務資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合、所有権が売主に留保されている債務資産は原則として買主の方
- オ 債却資産の所有者がわからない場合は使用されている方
- カ 債却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、共有者全員の連名で申告していただくことになります。（例：門眞太郎 外2名））
- キ 事業を行っているが現在は債務資産を所有されていない方
(該当資産なしの申告をお願いします。その旨の申告をした翌年度以後は、新たな債務資産の取得や事業状況に変更があるまでは申告不要です。)
- ク 廃業・休業された方及び市外に債務資産を移動された方
(減少の申告をお願いします。その旨の申告をした翌年度以後は、事業の再開や市内に再度債務資産を置かれるまでは申告不要です。)
- ケ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

(2) 申告が必要な資産

令和8(2026)年1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。
ただし、次に掲げるア～キの資産も含みます。

- ア 福利厚生の用に供するもの
- イ 建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業の用に供している部分）、簿外資産及び債務資産（耐用年数が経過した資産）であっても、令和8(2026)年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- ウ 遊休又は未稼動の資産であっても、令和8(2026)年1月1日現在において、事業の用に供することができるもの
- エ 改良費（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います。）
- オ 家屋に施した建築設備・造作などのうち、債務資産として取り扱うもの（5、6ページ「（5）建築設備における家屋と債務資産の区分」を参照してください。なお、該当する資産の種類は構築物として申告してください。）
- カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の少額債務資産であっても、個別債務としているもの
(8ページの「（4）中小企業者の少額資産の特例」を参考にしてください。)
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時債務しているもの
(8ページの「（4）中小企業者の少額資産の特例」を参考にしてください。)

(3) 申告の必要がない資産

次の資産は、債務資産の課税対象外となるため、申告の必要はありません。

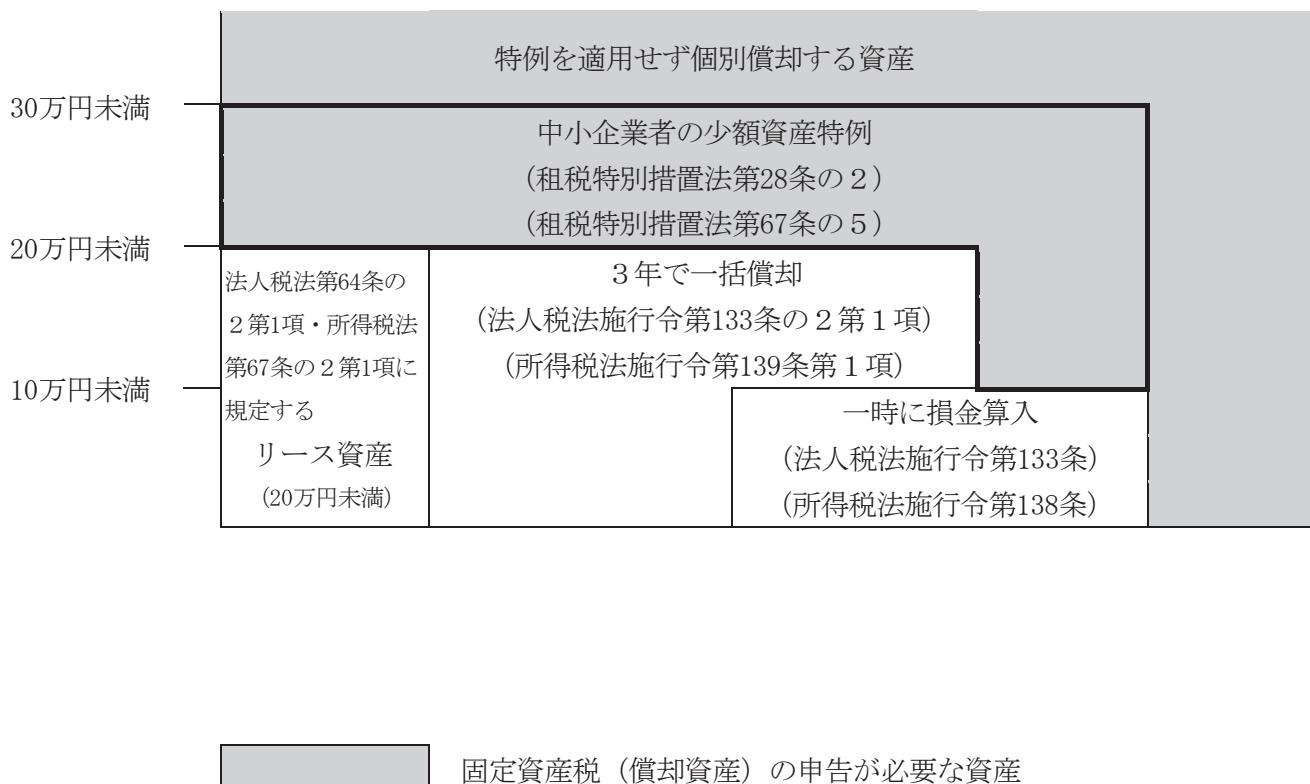
- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象になるもの
- イ 無形固定資産（ソフトウェア、特許権等）
- ウ 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- エ 平成10(1998)年4月1日以後開始の事業年度に取得した債務資産で、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の債務資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
 - ・取得価額が20万円未満の債務資産を、税務会計上3年間で一括均等債務としているもの
(8ページの「（4）中小企業者の少額資産の特例」を参考にしてください。)
- オ 平成20(2008)年4月1日以後に締結されたリース契約のうち、売買扱いとするファイナンスリース契約の資産で取得価額が20万円未満のもの。

(4) 中小企業者の少額資産の特例

租税特別措置法に基づく特例により、中小企業者に該当する法人及び個人事業者については、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、一時に損金算入できることになります。（租税特別措置法第28条の2、第67条の5ほか）

固定資産税（償却資産）において申告の対象から除外する「少額資産」については、地方税法の規定により、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年で一括償却したもの及び法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもののみをいいます。

このことから、租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。（下図をご参照ください。）



！注意！

正当な理由なく申告をされなかった場合には、地方税法第386条の規定により、過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科せられることがあります。

4. 申告書について

(1) 提出書類

償却資産の申告方法には、1月1日（賦課期日）現在所有している全ての資産を申告する「全資産申告」と、前年中の増加または減少した資産を申告する「増減申告」があります。

	申告が必要な方	申告が必要な資産	提出書類
全資産申告	◎令和7(2025)年1月2日以降に新規に事業を開始された方 ◎今回初めて申告される方	令和8(2026)年1月1日現在において所有されているすべての償却資産を申告してください。 (※)	・償却資産申告書(2枚複写) 【第26号様式：草色】 ・種類別明細書(増加資産・全資産用) 【第26号様式別表1：草色】
	◎会計ソフト等を使用した電算処理により申告される方	令和8(2026)年1月1日現在において所有されているすべての償却資産の評価額を算出し、申告してください。 (※)	・償却資産申告書(2枚複写) 【第26号様式：草色】 ・種類別明細書(増加資産・全資産用) 【第26号様式別表1：草色】
増減申告	◎上記以外の方	令和7(2025)年1月2日～令和8(2026)年1月1日の間に増加又は減少した償却資産を申告してください。 (※)	・償却資産申告書(2枚複写) 【第26号様式：草色】 ・種類別明細書(増加資産・全資産用) 【第26号様式別表1：草色】 ・種類別明細書(減少資産用) 【第26号様式別表2：赤色】

(※) 評価額の計算方法については、10ページの「5. 評価額の算出方法」を参照してください。

(※) 過年度取得を申告された場合、当初納税通知書（例年5月上旬送付）とは別途、更正通知を送付いたします。（6月頃送付予定）

(2) 申告書の書き方

1～3ページの「申告書・種類別明細書記載例」を参照してください。

(3) 申告書の提出期限

令和8(2026)年2月2日(月)

期限間近になりますと窓口が混雑しますので、できましたら1月13日（火）までに提出していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

(4) 申告時のお願い

- ア 申告書を郵送される方で控の返送を希望される方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、同封されていない場合は、返送いたしません。
- イ 種類別明細書が不足する場合は、課税課にご請求ください。
なお、第26号様式の種類別明細書であれば、他市区町村で配布されているものやパソコンソフト等で作成したものでも使用可能です。また、本市ホームページからダウンロードも可能です。（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/kurashi/zeikin/5/4649.html>）
- ウ 決算書などの減価償却資産明細書（資産名称・取得金額・取得年月・耐用年数がわかるもの）を添付してください。
- エ 申告書に個人番号又は法人番号を記載してください。また個人番号については申告時に本人確認が必要になります。本人確認等の詳細は13、14ページをご覧ください。

5. 評価額の算出方法

(1) 算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告のあった資産の評価額を一品ごとに算出します。

具体的には、1月1日（賦課期日）現在の評価額を旧定率法により算出し、それぞれの全資産の合計額が決定価格となります。

（※）評価額の最低限度について、取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

実際の評価計算は、電算システムで行いますので、申告の際に算出する必要はありません。

[評価額の算出方法]

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 \times $(1 - r / 2)$	前年度評価額 \times $(1 - r)$
=取得価額 \times A (注1)	=前年度評価額 \times B (注2)

r … 耐用年数に応じた旧定率法による減価率

(注1) 半年分の減価残存率で、減価残存表(11ページ参照)のA欄の率です。

(注2) 一年分の減価残存率で、減価残存表(11ページ参照)のB欄の率です。

(算出例)

1. 前年中に取得した資産
取得価額 1,000,000円 / 取得年月 令和7(2025)年6月 / 耐用年数 10年
1,000,000円 \times 0.897 = 897,000円
2. 前年前に取得した資産
取得価額 1,000,000円 / 取得年月 令和6(2024)年6月 / 耐用年数 10年
1,000,000円 \times 0.897 \times 0.794 = 712,218円

※ この例において、減価率の端数処理は、小数点第4位を四捨五入しています。
(端数処理の関係上、実際の評価計算とは異なる場合があります。)

(2) 減価残存率表

※旧定率法

耐用年数	耐用年数に応する定率法による減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応する定率法による減価率	減価残存率		耐用年数	減価残存率		
		前年中A取得のもの	前年前B取得のもの			前年中A取得のもの	前年前B取得のもの		前年中A取得のもの	前年前B取得のもの	
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

6. 債却資産実地調査について

門真市では、課税の公平・適正化を図るため、市内に申告対象資産を所有している個人事業主及び法人事業者に対して、地方税法第353条（質問検査権）及び第408条（実地調査）に基づき、減価償却資産の実地調査を行い、申告対象資産の確認と償却資産についての説明を行っています。

実地調査依頼文書が届いた際には、お手数ですがご協力ください。

なお、調査の際にご用意いただくものは、以下のとおりです。

- ① 決算書(直近の事業年度のもの)
- ② 減価償却資産明細書（資産名称・取得金額・取得年月・耐用年数のわかるもの）
- ③ 法人税・所得税の確定申告書（直近に提出されたもの）
- ④ その他申告内容に関わる書類（リース契約書・建築請負書など）

実地調査を行い、申告内容に相違点があった場合は、修正申告を提出していただきます。

また場合により、地方税法第354条の2（所得税または法人税に関する書類の閲覧等）に基づき国税資料を閲覧することができます。

なお調査に伴い申告漏れ資産が判明した場合は、取得年次に応じて遡及課税を行いますので、あらかじめご承知おきください。

※固定資産税（償却資産）の申告の際に、減価償却資産明細書（上記②）の添付をお願いしております。お手数ですが、ご協力ください。

7. 電子申告について

門真市においては地方電子申告エルタックス（eLTAX）をご利用いただけます。

これにより、従来は紙で行っていた固定資産税（償却資産）にかかる申告を、インターネットを利用して行うことができます。

なお、エルタックス（eLTAX）を利用するには、地方税共同機構への利用届け出が必要です。

詳しくは「地方税ポータルシステム、エルタックス（eLTAX）ホームページ」をご覧ください。（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）

※エルタックス（eLTAX）は、地方税ポータルシステムの呼称で、全国の地方団体で組織する「地方税共同機構」が運営しています。

※国税の電子申告「e-TAX（イータックス）」とは異なります。

《エルタックス利用時間》

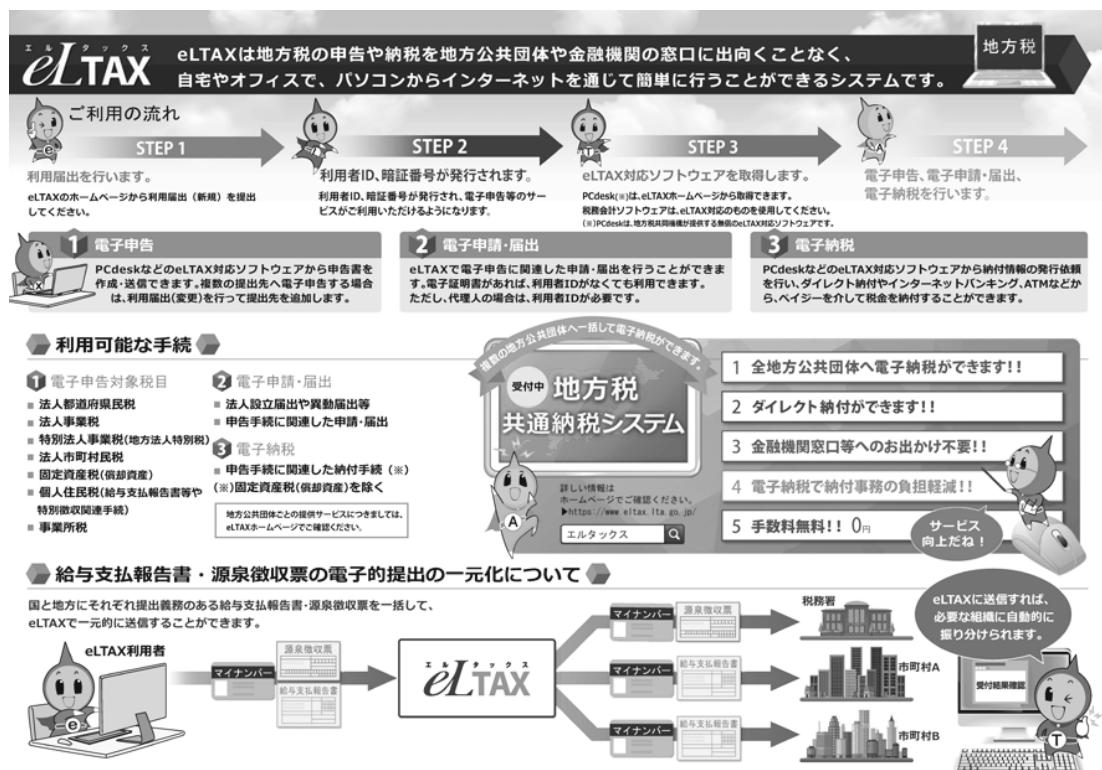
8時30分～24時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く）

詳しい内容や手続き等については、地方税共同機構（ヘルプデスク）へ

（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）（地方税ポータルシステム）

ヘルプデスクへは地方税共同機構のホームページのサポート内「お問い合わせフォーム」又は電話（0570-081459又は03-5521-0019）でお問い合わせください。

《受付時間》9時～17時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く）



8. 個人番号及び法人番号について

個人事業主の方は市区町村から通知された個人番号を、法人事業者の方は国税庁から通知された法人番号を申告書へ記載していただく必要があります。

◎第26号様式記載要領（一部抜粋）◎

「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

賞却資産課税台帳					備考欄
3 個人番号又は法人番号					8 累積耐用年数の 9 増加償却の 10 非課税該当
) 事業種目 4					

※「個人番号及び法人番号」欄

また、個人事業主の方は、個人番号を記載した申告書を提出する際に本人確認が必要になりますので、申告書提出の際は以下の本人確認（番号・身元）書類を提示（郵送提出の場合は写しの添付）してください。

本人確認に必要な書類

【一種類の書類提示（添付）だけで良いもの】

マイナンバーカード

【二種類の書類提示（添付）が必要なもの】

マイナンバーカード以外の場合は以下の ①番号確認書類（記載された個人番号が正しいか確認するための書類）と ②身元確認書類（本人かどうかを確認するための書類）を、それぞれいずれか組み合わせてください。

① 番号確認書類 の具体例

通知カード（記載事項に変更がないものに限る。）、個人番号が記載された住民票写し・住民票記載事項証明書

※②身元確認書類としては(イ)に掲げる写真付証明書が望ましいですが、(イ)の書類の提示及び添付が難しい場合は(ロ)又は(ハ)に掲げる書類でも可能です。

② 身元確認書類 の具体例

- (イ)運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
- (ロ)公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- (ハ)市から事前に送付を受けた印字済みの申告書（以下、印字済申告書）

- ◎ 市から送付した印字済申告書以外に、会計ソフト等を利用して様式を作成して申告される場合は、白紙の印字済申告書もなるべく持参又は添付してください。

«代理人が申告する場合の本人確認»

代理人申告の場合、必要な本人確認書類は次の（1）、（2）及び（3）となります。

（1）代理権確認書類（委任されたことを確認する書類）

代理権確認書類 の具体例

- 法定代理人 … 戸籍謄本等その他その資格を証明する書類
- 法定代理人以外 … 委任状（税務代理権限証書）

（2）代理人の身元確認書類

必要な身元確認書類が本人申告の場合と異なります。

代理人の身元確認書類 の具体例

- (イ)個人の場合 … 代理人のマイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、
特別永住者証明書、税理士証票
法人の場合 … 登記事項証明書

※上記(イ)の書類の提示が困難な場合は以下の(ロ)のいずれかの書類を2つ以上

- (ロ)公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証明書、特別児童扶養手当証書

（3）本人（委任者）の番号確認書類

番号確認書類の具体例については前ページを参照してください。

9. 課税標準の特例について

※特例適用を受けるには、特例規定ごとに必要な書類を償却資産申告書に添付してください。

先端設備等導入計画に基づき取得した機械設備等に係る特例

生産性向上特別措置法に基づき先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者が、一定要件を満たした設備等を取得した場合、固定資産税の特例適用の対象となります。特例適用となる具体的な条件は下記のとおりです。

【特例適用対象となる要件】

対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等は除く）
対象資産	<p>●償却資産●</p> <p>認定経営革新等支援機関の確認を受けた、投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された下記の設備</p> <p>【減価償却資産の種類（最低取得価格）】</p> <ul style="list-style-type: none">・機械および装置（160万円以上）・測定工具・検査工具（30万円以上）・器具および備品（30万円以上）・建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（60万円以上）
その他要件	<ul style="list-style-type: none">・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること・中古資産でないこと

【特例内容】

- ① 上記の要件を満たし、令和7年3月31日までに取得した設備に係る固定資産税の課税標準を、取得の翌年度から3年間2分の1とし、さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準を3分の1に軽減
 - ・令和6(2024)年3月31日までに取得した設備：5年間
 - ・令和7(2025)年3月31日までに取得した設備：4年間
- ② 上記の要件を満たし、令和7年4月1日以降に取得した設備で以下の条件にあてはまる場合
 - ・先端設備導入計画内に1.5%以上の賃上げ表明に関する記載あり：3年間課税標準額を2分の1に軽減
 - ・先端設備導入計画内に3.0%以上の賃上げ表明に関する記載あり：5年間課税標準額を4分の1に軽減

【提出書類】

- (1) 先端設備等導入計画の写し
- (2) 先端設備等導入計画にかかる認定書の写し
- (3) リース契約書の写し（申告者がリース会社の場合のみ必要）
- (4) 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し（申告者がリース会社の場合のみ必要）
- (5) 先端設備等導入計画に関する確認書の写し
- (6) 投資計画に関する確認書の写し（確認書の添付資料を含む）
- (7) 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し（該当する場合）

！注意！

先端設備等については、「先端設備等導入計画」の認定後に取得する必要があります。

※先端設備等導入計画の認定については、門真市ホームページ「中小企業等経営強化法に基づく『先端設備等導入計画』の認定について」をご覧ください。
(https://www.city.kadoma.osaka.jp/machizukuri_rodo/chushokigyo/3576.html)

10. よくあるご質問について

Q 1. 事業を行っていますが、償却資産に該当する資産が無い場合はどうすればよいですか？

A 1. 該当する償却資産を所有されていない場合も、その旨を申告していただくようお願いします。その際は償却資産申告書の「20 該当資産なし」に○印をしていただきご申告をお願いします。

Q 2. 誤った内容で申告をした場合はどのようにすればよいですか？

A 2. 修正申告の提出をお願いします。上部余白に「修正申告」と明記し、修正部分がわかるよう備考欄などにご記入をお願いします。

Q 3. 年の途中で閉店・廃業した場合はどうなりますか？

A 3. 固定資産税は賦課期日（毎年1月1日）現在所有する資産について課税されますので、年の途中で閉店・廃業し資産を譲渡・処分した場合でもその年度の固定資産税は納付してください。また、翌年度には「21 廃業 解散 休業 転出 法人設立 その他」の該当項目に○をし異動年月をご記入いただき、閉店・廃業し譲渡・処分した資産が減少した旨を記載し償却資産申告書を提出してください。

Q 4. 法人税・所得税などが非課税の場合でも償却資産の申告は必要ですか？

A 4. 固定資産税の課税対象となる償却資産を所有している限り申告が必要です。

Q 5. 税務署に確定申告をしていますが、市役所にも申告する必要がありますか？

A 5. 確定申告は国税の計算のためのもので、償却資産の申告は市税の固定資産税の計算に必要なものです。そのため、それぞれに応じて申告する必要があります。

Q 6. 耐用年数の過ぎた残存簿価1円まで減価償却がされた資産は申告する必要がありますか？

A 6. 減価償却が終了した資産であっても事業の用に供することができるものについては申告する必要があります。なお、固定資産税における評価額の最低限度額は取得価額または改良費の額の5%です。